

## 問

75歳以上の健診は、今までの健診からどのように変わったのか。

### 健康福祉課長

今般の国

の医療制度改革では、年々の医療費の増高を重く見て、治療重点から疾病予防を重視した医療体系へ転換を図ることとされている。

このことから従来、各市町村で実施していた健診は、20年4月からは各医療保険者に実施が義務付けられた。これが大きく変わった点である。ただし、75才以上の方々にについては、保険者の努力義務とされている。努力義務であるので、説明会での意見でもあったように、健診が受けられないとの誤解をされた面もあったと思っている。

保険者である福岡県の後期高齢者広域連合としては、従来各市町村で実施していた健診同様のかたちで、75才以上の高齢者を対象に受診券を発行して実施していくこととしている。

健診の内容については、従来の身体測定、血圧、血中脂

質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査に加えて、糖尿病等の生活習慣病を早期発見する健診は重要であるとして、内臓脂肪症候群に着目した検査項目が追加されたところである。

## 問

保険料の滞納者に対して、短期保険証と資格証明書の発行はどのように対応されるのか。

### 健康福祉課長

従来の老人保健制度での短期保険証及び資格証明書の発行はしていない。この制度では、各医療保険者の被保険者の資格を有した上で、老人医療保険の対象者となっていたので、短期保険証及び資格証明書は、各医療保険者の判断により、発行されていた。

後期高齢者医療制度は、国の法律に基づき、各都道府県の広域連合議会ですべての事務が決定されている。後期連合の現在の考え方では、短期保険証については、被保険者との接触を多くもつことから発行する予定として

いる。ただ、資格証明書については悪質な滞納者に限って発行することとしている。いずれにしても、この件について、政府の方で保険料関係の見直しとあわせて方針が決定される。国の決定に基づき、広域連合議会でも議論されて、今後構成市町村へ一定の方向性を示すこととされているところである。

## 問

筑後地区解放会館に対する負担金の見直しについて伺う。

### 町長

平成19年2月22日に

住民監査請求が提出されている。請求の趣旨は、筑後地区の16自治体が筑後地区解放会館（久留米市在）に対して支出している運営費名目による負担金や補助金については、民間団体である部落解放同盟筑後地区協議会が使用する会館に、使途も明確でない公金を運営費として支出することは違法である。よって、監査委員は町長に対し同会館の運営費として当該自治体が平成18年度に

支出した全額（38万円）を町へ返還するよう勧告することを求めるというものであった。

監査の結果は、「本件監査請求の事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、監査委員の合議によりこれを棄却する」という決定がなされたものである。

町では、監査委員の事情聴取に対し、「解放会館は基本的人権尊重の精神に基づき、同和問題の速やかな解決を目指す目的で、昭和47年に久留米市が建設し、部落解放同盟筑後地区協議会へ無償で貸与されている。

解放会館の負担金は、当時の各市町村長によって会館の運営及び活動に対し負担金を交付する旨協議がなされ、現在まで負担してきたものである。

負担金名称は「部落解放会館運営負担金」になっているものの、大木町としては部落解放同盟筑後地区協議会が行なう差別解消に向けた各種啓発事業・集会・研修会等

の活動を評価し、負担金を支出するものである。

また、維持管理費は協議会の各会員からの会費や自助努力による諸収入によって賄われている。これらは、協議会が毎年提出する予算書及び決算書で確認することができ、使途は明確と言える。」旨の考えを述べている。

現在でも、この考え方に變更はなく、平成20年度予算についても38万円の予算計上をしている。

しかし、今回の意見については、筑後地区協議会の中でも伝え、その中で議論していきたいと思っているところである。

## 問

大阪地裁での判決把握しているか、また、どのように受け止めているか。

### 町長

誠に申し訳ありませんが、内容について把握をしていません。一般質問の通告により知ったので、現在、内容の把握に努めているところである。